

## 随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	秋田港コンテナターミナル外事業効果検討業務
業 務 概 要	本業務は、秋田県内港湾が地域経済に貢献するよう秋田県産品の輸出等の需要動向を把握するとともに、既存ストックの有効活用や費用対効果を整理し、港湾整備の方向性について検討を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 秋田港湾事務所長 渡辺 淳一 秋田市土崎港西1-1-49
契 約 年 月 日	平成31年4月26日
契 約 業 者 名	一般財団法人 みなと総合研究財団
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区虎ノ門3-1-10
契 約 金 額	20,350,000 円(税込)
予 定 価 格	20,771,275 円(税込)
随意契約によることとした理由	本業務の実施にあたっては、業務の履行に必要とされる知識及び構想力、応用力を判断するため、公募により参加表明があった者のうちで資格を満たした者から提出された技術提案書を総合的に評価し、本業務の実施に最も適した者を特定する簡易公募型プロポーザル方式により受注者の選定を行った。 一般財団法人 みなと総合研究財団は、「秋田港湾事務所建設コンサルタント等選定委員会」において評価基準に則り審査した結果、本業務の実施に最も適した者として特定された者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、一般財団法人 みなと総合研究財団と随意契約を行うものである。
業 務 場 所	—
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 ( 自 )	平成31年4月26日
履 行 期 間 ( 至 )	令和2年2月28日
備 考	

### 備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。